

○恩納村景観むらづくり条例施行規則

平成26年3月18日
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び恩納村景観むらづくり条例(平成26年恩納村条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観地区区分指定)

第2条 景観地区区分について、恩納村環境保全条例(平成3年恩納村条例第1号。以下「環境保全条例」という。)の恩納村土地利用基本計画の用途区分に基づき地区区分を指定する。

(1) 集落景観保全地区

環境保全条例の土地利用用途の公共施設用途のうち庁舎、学校用地、公民館等都市的な土地利用がなされている区域及び集落用途

(2) 農漁業景観形成地区

環境保全条例の土地利用用途の農業用途及び漁業用途

(3) 自然景観保全地区

環境保全条例の土地利用用途の公共施設用途のうち河川、水面、水路等自然的な土地利用がなされている区域及び地域環境保全用途、保安制限林用途、

(4) リゾート景観創造地区

環境保全条例の土地利用用途のリゾート用途

(5) 基地景観形成地区

環境保全条例の土地利用用途の特定用途

(6) イノー(礁池)景観保全地区

国土地理院が発行する国土基本地図において沿岸域で隠顕岩として記載されている範囲

(景観形成基準設定)

第3条 景観形成基準設定については、別表第1に定めるものとする。

(建築物及び工作物の高さの算定)

第4条 建築物及び土地に定着する工作物の高さは、敷地地盤面から屋上に設置されている工作物を含め、建築物の中で最も高い位置までを算定する。

2 前項の敷地地盤面に高低差がある場合は、建築物が周辺の地盤面と接する最も低い位置を敷地地盤面とする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、恩納村景観計画区域内行為届出書(様式第1号)により別表第2に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、恩納村景観計画区域内行為変更届出書(様式第2号)により別表第2に定める必要な図書を添付して行うものとする。

(届出及び催告等の適用除外)

第6条 条例第11条で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 別表第3に掲げる行為以外のもの

(2) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が認めるもの

(相談・事前協議)

第7条 条例第13条の規定による相談・事前協議をしようとする者は、景観地区別、景観形成基準別による景観形成基準チェックシート(様式第3号)を提出するものとする。

(適合通知)

第8条 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が法第8条第1項に基づく恩納村景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、恩納村景観計画区域内における行為の制限の適合通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第9条 村長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、恩納村景観計画区域内行為着手期間短縮通知書(様式第5号)により、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出をし

た者に通知するものとする。

(恩納村景観むらづくり審議会への意見聴取)

第10条 村長は、条例第14条及び第15条の規定による助言・指導・催告又は命令を行うおとするときは、恩納村景観むらづくり審議会の意見を聴くものとする。

(届出をした者に対する催告)

第11条 法第16条第3項の規定による催告は、恩納村景観計画区域内行為設計変更等催告書(様式第6号)によるものとする。

(変更命令等)

第12条 法第17条第1項の規定による命令は、恩納村景観計画区域内行為設計変更命令書(様式第7号)によるものとする。

2 法第17条第4項の規定する通知は、恩納村景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書(様式第8号)によるものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、恩納村景観計画区域内行為原状回復命令書(様式第9号)によるものとする。

4 法第17条第7項に規定する報告は、恩納村景観計画区域内行為状況等報告書(様式第10号)によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第13条 法第16条第5項に規定する通知は、恩納村景観計画区域内行為通知書(様式第11号)により別表第2に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第6項に規定する協議を求めるときは、恩納村景観計画区域内行為協議書(様式第12号)によるものとする。

(モデル地区の指定)

第14条 村長は、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地域又は地域における景観むらづくりに向けた気運の高い、若しくは高まりつつある地域をモデル地区として指定することができる。

2 村長は、モデル地区において、景観計画で定めた方針の実現又は村民等の活動に資するため、技術的な支援及び助成を行うことができる。

(準景観地区の指定等)

第15条 条例第16条の規定により、準景観地区を指定しようとするときは、次に掲げる事項について公告し、当該地区の指定の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

(1) 準景観地区の名称

(2) 準景観地区の位置及び区域

(3) 準景観地区の面積

2 前項の規定による公告があったときは、当該地区の村民及び利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の指定の案について、村長に意見書を提出することができる。

3 第1項に規定する準景観地区の指定の案には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 準景観地区の名称及び区域

(2) 当該区域における景観形成基準

(3) その他良好な景観形成のために必要な事項

4 村長は、準景観地区を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 景観形成地域の名称及び区域

(2) 指定した年月日

(3) 景観形成基準

5 前3項の規定は、準景観地区を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

(景観重要建造物の標識)

第16条 村長は、法第19条に規定する景観重要建造物の指定をしたときは、法第21条第2項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定の理由となった外観の特徴

- 2 村長は、法第21条第2項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 3 村長は、条例第17条第3項に規定する景観重要建造物の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。
(景観重要樹木の標識)
- 第17条 村長は、法第28条に規定する景観重要樹木の指定をしたときは、法第30条第2項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を掲載するものとする。
- 指定番号及び指定年月日
 - 景観重要樹木の名称
 - 指定の理由となった外観の特徴
- 2 村長は、法第30条第2項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 3 村長は、条例第17条第3項に規定する景観重要樹木の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。
(委任)
- 第18条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。
- 附 則
この規則は、平成26年10月1日から施行する。
附 則(平成28年規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成28年規則第7号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 別表第1(第3条関係)
集落景観保全地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、3階以下かつ13m以下とする。また、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さない高さとする。ただし、 <u>恩納村環境保全条例第6条第5号</u> の公共施設用域に指定されている区域については、この限りではない。 ②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。 ③建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点等の主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう配慮すること。 ④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 ⑤建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 ⑥地形をいかした建築物等の配置を行うこと。 ⑦建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から50cm以上後退させること。
形態・意匠・色彩	①建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 ②屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 ③地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ④恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望

	を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ⑤山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ⑥建築物の外壁は、周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩については、この限りではない。 ⑦店舗等でにぎわいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高彩度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は、各立面の表面積の10%以下にとどめること。 ⑧建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低彩度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。
敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	①敷地内は、できる限り緑化に努めること。 ②残されたフクギ等の屋敷林はできるだけ保全すること。 ③垣又は柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用すること。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面からの高さを1.5m以下とするともに、緑化や透透性の確保に努めること。 ④国道58号に面する部分については、季節の移り変わりを感じさせることができる草花による緑化を行う等、地域のイメージを高める沿道景観の形成に努めること。
その他	屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこと。

農漁業景観形成地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とすること。ただし、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。 ②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。 ③建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点等の主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう配慮すること。 ④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 ⑤建築物等が大規模となる場合は、周辺の農地景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこと。
形態・意匠・色彩	①建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 ②屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 ③地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ④恩納岳や山田グスク等のシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ⑤山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・

<p>意匠・色彩に配慮すること。 ⑥建築物の外壁は、周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩については、この限りではない。 ⑦建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
--

自然景観保全地区

景観形成基準	
高さ・配置	<p>①建築物の高さは、2階以下かつ10m以下とし、緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮すること。 ②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。 ③建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点等の主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう配慮すること。 ④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 ⑤建築物等が大規模となる場合は、自然景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 ⑥地形をいかした建築物等の配置を行うこと。</p>
形態・意匠・色彩	<p>①建築物の形態・意匠は、背景となる山並みや海岸線等周辺との調和に配慮すること。 ②屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 ③地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ④恩納岳や山田グスク等のシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ⑤山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ⑥建築物の外壁は、周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩については、この限りではない。 ⑦店舗等でにぎわいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の10%以下にとどめること。 ⑧建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
緑地の保全、敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	<p>①既存の緑地及び地形については80%以上の保全を図ること。 ②敷地内は、できる限り緑化に努めるとともに、緑化の際には、周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。 ③敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。</p>

下とすること。	
その他	<p>屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこと。</p>

リゾート景観創造地区

景観形成基準	
高さ・配置	<p>①建築物の高さは、40m以下とすること。 ②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。 ③建築物等の配置は、恩納岳をはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点等の主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう考慮すること。 ④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 ⑤建築物等が大規模となる場合は、隣接する集落等への圧迫感を軽減するために敷地境界線から壁面の位置を十分に後退させるとともに、分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 ⑥主要道路の中心線から壁面の位置(D)と建築物の高さ(H)の比率(D/H)は、海側で1.2以上、陸側で2以上とすること。 ⑦地形をいかした建築物等の配置を行うこと。</p>
形態・意匠・色彩	<p>①建築物の形態・意匠・色彩は、背景となる山並みや海岸線、隣接する集落等周辺景観に馴染むよう考慮するとともに、日本を代表するリゾート地にふさわしい品格のある建築物となるよう考慮すること。 ②屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 ③地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ④恩納岳や山田グスク等のシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ⑤山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 ⑥建築物の外壁は、周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩については、この限りではない。 ⑦デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめること。 ⑧建築物の屋根等に用いる色彩は、外壁で使用した色の類似色を使用する等、建築物全体のバランスに配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。</p>
敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	<p>①敷地面積の30%以上の緑化を行うとともに、リゾート地にふさわしい景観の演出を図ること。 ②屋外の駐車場は、できる限り緑化すること。 ③敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。</p>

とすること。
その他
<p>屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこと。ただし、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。</p>

工作物

景観形成基準	
高さ・配置	<p>①工作物の高さは、13m以下とすること。ただし、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとすること。</p> <p>②工作物の高さは、地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑えること。</p> <p>③恩納岳や山田グスク等のシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>④山並み軸の周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑥工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。</p>
形態・意匠・色彩	<p>①地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気等を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>②恩納岳や山田グスク等のシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>③山並み軸の周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤国道58号の沿道に工作物を設置する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、リゾート地にふさわしい形態・意匠・デザインとすること。</p> <p>⑥歴史の道軸の沿道に工作物を設置する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、歴史の道にふさわしい形態・意匠・デザインとすること。</p> <p>⑦垣・柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用するとともに、ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>⑧携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。</p> <p>⑨周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用は、できる限り避けること。</p> <p>⑩工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
緑化等	<p>①大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努めること。</p> <p>②敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。</p>

と。
③屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこと。

開発行為

景観形成基準	
地形、擁壁・のり面	<p>①できる限り行為前の地形をいかしたものとすること。</p> <p>②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化する等の工夫を行うこと。</p> <p>③のり面については、緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。</p>
緑化	<p>①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。</p> <p>②当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化すること。</p>

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

景観形成基準	
採取・採掘方法等、変更後の措置	<p>①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。</p> <p>②採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>
地形、擁壁・のり面	<p>①できる限り行為前の地形をいかしたものとすること。</p> <p>②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化する等の工夫を行うこと。</p> <p>③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。</p>
緑化	<p>①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。</p> <p>②植栽を行う際には、在来種を活用する等、周辺の自然植生に配慮すること。</p> <p>③墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景すること。</p>

木竹の伐採

景観形成基準	
伐採方法等、伐採後の措置	<p>①伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。</p> <p>②伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽等で遮蔽すること。</p> <p>③植林を行う際には、在来種を活用する等、周辺の自然植生に配慮すること。</p>

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準	
高さ・位置・遮蔽	<p>①積み上げに当たっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えること(3.0m以下)。</p>
堆積の方法	<p>①堆積の高さは、できる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛けること。</p>

別表第2(第5条、第13条関係)

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第1号関係)	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	配置図(縮尺1/200程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の境界線 ⑤敷地内における届出に係る建築物等の位置 ⑥届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ⑦建築物等の各部分の高さ ⑧擁壁 ⑨敷地の接する道路の位置及び幅員 ⑩敷地及び道路の高低差 ⑪植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ⑫垣、柵、塀、張り芝等の位置 ⑬外構施設の位置及び材料 ⑭ごみ置場 ⑮現況写真の撮影位置及び撮影方向	緑地の割合などを表示すること。
	各階平面図(縮尺1/100程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④開口部の位置	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては添付を要しない。
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第2号関係)	2面以上の立面図(縮尺1/100程度)	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩(マンセル値表示)	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。色彩については、色調をできるだけ詳しく記入すること。
	2面以上の断面図(縮尺1/100程度)	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況が分かるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図(縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び方向 ⑦現況写真	

(法第16条第1項第3号関係)	度)	真の撮影位置及び撮影方向	
		度)	真の撮影位置及び撮影方向
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	計画図(縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為後の土地利用計画及び緑化計画	緑地の割合などを表示すること。
	縦横断面図(縮尺1/1,000程度)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況が分かるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
5 屋外における物件の集積又は貯蔵	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	物件の種類を表示すること。
	配置図(縮尺1/500程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状及び寸法 ⑤物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 ⑥行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 ⑦隣接する道路の位置及び幅員 ⑧現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況が分かるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

別表第3(第6条関係)
届出対象行為

対象となる行為	対象となる規模
---------	---------

1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為※】	○建築面積10m ² を超える建築に関する行為 ○上記に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が一面を超えるもの
2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為※】	○高さが3.0mを超える擁壁、垣(生垣を除く。)、柵、塀その他これらに類するもの ○高さが20mを超える電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの ○太陽光パネルで築造面積が10m ² を超えるもの ○上記以外の工作物で高さが10mを超えるもの ○海面の区域で船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設で延長が50mを超えるもの又は高さが2.0mを超えるもの ○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が1/2を超えるもの
3) 開発行為	○土地の面積が500m ² を超えるもの若しくは高さ3.0mを超えるのり面が生じるもの
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	○土地の面積が500m ² を超えるもの若しくは高さ3.0mを超えるのり面が生じるもの
5) 木竹の伐採	○土地の面積が500m ² を超えるもの。ただし、枯損した木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く。
6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積の高さが3.0m以上若しくは土地の面積が500m ² 以上で、堆積の期間が90日以上のもの

※：特定届出対象行為⇒景観法第17条第1項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。
特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。(変更命令)
様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

(第1面)

恩納村景観計画区域内行為届出書

年 月 日

恩納村長 様

住所
届出者 氏 名
連絡先
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

他法令による地区指定等の状況				
行為の場所	恩納村			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における物件の集積又は貯蔵	
	<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
景観形成のために特に配慮した事項	(恩納村景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について具体的に記入してください。)			
届出内容の照会先	住所 事業所名 連絡先	(担当者)		
※恩納村受付(恩納村記入欄)				

(第2面)

届出対象行為の内容				
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	用途			
	敷地面積	m ²	建築面積 m ²	
	延べ面積	m ²	高さ m	
	構造	階数	地上階 地下階	
	屋根の形状	屋根仕上材		
	建築物	外壁の基本色	色相()/明度()/彩度()	
		強調色	色相()/明度()/彩度()	
		屋根の色	色相()/明度()/彩度()	
	建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 遮蔽 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()]		
		<input type="checkbox"/> その他() 遮蔽 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()]		
	緑地の割合	%		
	中高木等の有無	有・無	駐車場の緑化	有・無
模様替等の面積	m ²			
工作物	用途			
	構造	造築造面積	m ²	
	高さ	m	仕上材	
	外観の基本色	色相()/明度()/彩度()		
模様替等の面積	m ²			

(第3面)

届出対象行為の内容				
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	都市計画法 第4条第12項 に規定する開 発行為	開発区域の面積	m ²	
		行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他()	
		樹木の保全	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		緑地の割合	%	
	土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採そ の他の土地の 形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の長さ
			m ²	m
			緑地の割合	%
	屋外におけ る物件の 集積又は貯蔵	物件の種類	高さ	土地の面積
			m	m ²

- 備考
- 1 他法令による地区指定等の状況欄には、用城区分(恩納村環境保全条例)や沖縄海岸国定公園等の他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
 - 2 行為の種類欄は、□にレ印をつけて、建築物、工作物にあっては、該当する行為を○で囲んでください。
 - 3 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。(届出者の代理人、行為の直接の担当者)
 - 4 建築物の高さの欄には、地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入してください。(敷地地盤面に高低差がある場合は、建築物が周辺の地盤面と接する最も低い位置を敷地地盤面とする。)
 - 5 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例：RC造、地上6階地下1階)
 - 6 屋根の形状、仕上材欄には、寄棟、陸屋根等の別を記入してください。(例：寄棟、赤瓦)
 - 7 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。
 - 8 緑地の割合の欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
 - 9 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
 - 10 緑地の割合の欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
 - 11 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表第2に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

恩納村景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

恩納村長 様

住所
届出者 氏名 印
連絡先
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第2項の規定により、次とおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日 号	
行為の場所	恩納村	
設計又は施工方法の変更の概要	変更前	変更後
変更の理由		
※恩納村受付 (恩納村記入欄)		

備考1 ※の欄には記入しないでください。
備考2 設計又は施工方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

その1

景観形成基準チェックシート
(事前協議用)

届出者	住所
	氏名
行為の場所	

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

項目	集落景観保全地区	
	景観形成基準	配慮内容
①高さ・配置	<input type="checkbox"/> 建築物の高さは、3階以下かつ13m以下であること。また、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さない高さであること。	
	<input type="checkbox"/> 地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を損壊しないよう、高さ・配置等に配慮していること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点等の主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう配慮していること。	
	<input type="checkbox"/> 海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。	
	<input type="checkbox"/> 地形をいかした建築物等の配置を行うこと。	
	<input type="checkbox"/> 建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から50cm以上後退させること。	

② 形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 <input type="checkbox"/> 地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 建築物の外壁は、周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩については、この限りではない。 <input type="checkbox"/> 店舗等でにぎわいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の10%以下にとどめること。 <input type="checkbox"/> 建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 	
③ 敷地内の緑化・屋敷囲い	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 敷地内はできる限り緑化に努めること。 <input type="checkbox"/> 残されたフクギ等の屋敷林はできるだけ保全すること。 <input type="checkbox"/> 垣又は柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用すること。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤 	

	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 面からの高さを1.5m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。 <input type="checkbox"/> 国道58号に面する部分については、季節の移り変わりを感じさせることができる草花による緑化を行う等、地域のイメージを高める沿道景観の形成に努めること。 	
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないよう、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。 	

その2

景観形成基準チェックシート
(事前協議用)

届出者	住所
	氏名
行為の場所	

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

項目	農漁業景観形成地区	
	景観形成基準	配慮内容
① 高さ・配置	<input type="checkbox"/> 建築物の高さは、平屋かつ8m以下とすること。	
	<input type="checkbox"/> 地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点等の主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう配慮していること。	
	<input type="checkbox"/> 海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。	
② 形態・意匠・色	<input type="checkbox"/> 建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。	

③ 敷地内の緑化・屋敷囲い(垣・柵)等	<input type="checkbox"/> 地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値:明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩については、この限りではない。	

その3

景観形成基準チェックシート
(事前協議用)

届出者	住所
	氏名
行為の場所	

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

項目	自然景観保全地区	
	景観形成基準	配慮内容
①高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物の高さは、2階以下かつ10m以下であること。また、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さない高さであること。 <input type="checkbox"/> 地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 <input type="checkbox"/> 建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点等の主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう配慮していること。 <input type="checkbox"/> 海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 <input type="checkbox"/> 地形をいかした建築物等の配置を行うこと。 	

②形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。	
	<input type="checkbox"/> 地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物の外壁は、周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩については、この限りではない。	
	<input type="checkbox"/> 店舗等でにぎわいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は、各立面の表面積の10%以下にとどめること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。	

③敷地内の緑化・屋敷囲い(垣・柵)等	<input type="checkbox"/> 既存の緑地及び地形については、80%以上の保全を図ること。	
	<input type="checkbox"/> 敷地内は、できる限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。	
	<input type="checkbox"/> 敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とすること。	
	<input type="checkbox"/> 屋外において常時設置する照明は、過度な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。	

その4

景観形成基準チェックシート
(事前協議用)

届出者	住所
	氏名
行為の場所	

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

項目	リゾート景観創造地区	
	景観形成基準	配慮内容
①高さ・配置	<input type="checkbox"/> 建築物の高さは40m以下とすること。	
	<input type="checkbox"/> 地城を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点等の主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう配慮していること。	
	<input type="checkbox"/> 海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。	
	<input type="checkbox"/> 主要道路の中心線から壁面の位置(D)と建築物の高さ(H)の比率(D/H)は、海側で1.2以上、陸側で2以上とすること。また、地形を活かした建築物等の配置を行うこと。	

② 形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 建築物の形態・意匠・色彩は、背景となる山並みや海岸線、隣接する集落等周辺景観になじむよう考慮するとともに、日本を代表するリゾート地にふさわしい品格のある建築物となるよう考慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。	
	<input type="checkbox"/> 地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 建築物の外壁は、周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩については、この限りではない。	
	<input type="checkbox"/> デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめること。	
<input type="checkbox"/> 建築物の屋根等に用いる色彩は、外壁で使用した色の類似色を使用する等、建築物全体のバランスに配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。		

③ 敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等	<input type="checkbox"/> 敷地面積の30%以上の緑化を行うとともに、リゾート地にふさわしい景観の演出を図ること。	
	<input type="checkbox"/> 屋外の駐車場は、できる限り緑化すること。	
	<input type="checkbox"/> 敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とすること。	
	<input type="checkbox"/> 屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。ただし、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りでない。	

その5

景観形成基準チェックシート
(事前協議用)

届出者	住所
	氏名
行為の場所	

項目	工 作 物	
	景 観 形 成 基 準	配 慮 内 容
① 高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工作物の高さは、13m以下とする。ただし、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとすること。 <input type="checkbox"/> 工作物の高さは地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑えること。 <input type="checkbox"/> 恩納岳や山田グスク等のシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 山並み軸の周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 	
② 形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 恩納岳や山田グスク等のシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げたときの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 	

③ 緑化等	<input type="checkbox"/> 地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 山並み軸の周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 国道 58 号の沿道に工作物を設置する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、リゾート地にふさわしい形態・意匠・デザインとすること。	
	<input type="checkbox"/> 歴史の道軸の沿道に工作物を設置する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、歴史の道にふさわしい形態・意匠・デザインとすること。	
	<input type="checkbox"/> 垣・柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用するとともに、ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用は、できる限り避けること。	
	<input type="checkbox"/> 工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。	
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感を軽減に努めること。 <input type="checkbox"/> 敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。 <input type="checkbox"/> 屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこと。 	

その6

景観形成基準チェックシート
(事前協議用)

届出者	住所 氏名
行為の場所	

項目	開発行為	
	景観形成基準	配慮内容
① 地形、擁壁・法面	<input type="checkbox"/> できる限り行為前の地形をいかしたものとすること。	
	<input type="checkbox"/> 擁壁やのり面が生ずる場合は、長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化する等の工夫を行うこと。	
	<input type="checkbox"/> のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。	
② 緑化等	<input type="checkbox"/> 開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと。	
	<input type="checkbox"/> 当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化すること。	

その7

景観形成基準チェックシート
(事前協議用)

届出者	住所 氏名
行為の場所	

項目	土地の開拓、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	
	景観形成基準	配慮内容
① 採取・採掘方法等、変更後の措置	<input type="checkbox"/> ①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。	
	<input type="checkbox"/> 採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。	
② 地形、擁壁・法面	<input type="checkbox"/> できる限り行為前の地形をいかしたものとすること。	
	<input type="checkbox"/> 擁壁やのり面が生ずる場合は、長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化する等の工夫を行うこと。	
	<input type="checkbox"/> のり面については、緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。	
③ 緑化	<input type="checkbox"/> 開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと。	
	<input type="checkbox"/> 植栽を行う際には、在来種を活用する等、周辺の自然植生に配慮すること。	
	<input type="checkbox"/> 墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化し、修景すること。	

その8

景観形成基準チェックシート
(事前協議用)

届出者	住所
	氏名
行為の場所	

項目	木竹の伐採	
	景観形成基準	配慮内容
①伐採方法等、伐採後の措置	<input type="checkbox"/> 伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。	
	<input type="checkbox"/> 伐採後は、植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないように、植栽等で遮蔽すること。	
	<input type="checkbox"/> 植林を行う際には在来種を活用する等、周辺の自然植生に配慮すること。	

その9

景観形成基準チェックシート
(事前協議用)

届出者	住所
	氏名
行為の場所	

項目	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	
	景観形成基準	配慮内容
①高さ・位置・遮蔽	<input type="checkbox"/> 積み上げに当たっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えること(3.0m以下)。	
③堆積の方法	<input type="checkbox"/> 堆積の高さは、できる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛けること。	

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

第 年 月 号 日

様

恩納村長 印

恩納村景観計画区域内における行為の制限の適合通知書

年 月 日付で届出のあった行為については、恩納村景観計画に定められた当該行為の制限に適合していますので通知します。

行為の場所	
行為の種類	
景観計画区域における行為届出日	
備 考	

様式第5号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

第 年 月 号 日

様

恩納村長 印

恩納村景観計画区域内行為着手期間短縮通知書

年 月 日付で届出のあった行為について、景観法第18条第2項の規定により、下記のとおり同条第1項に規定する期間を短縮したので通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 行為の種類
- 4 届出者 住所 氏名
- 5 行為を着手する事ができる日 年 月 日

様式第6号(第11条関係)

様式第6号(第11条関係)

第 年 月 日

様

恩納村長

印

恩納村景観計画区域内行為設計変更等勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第16条第3項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 設計変更等勧告の対象となる行為
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

様式第7号(第12条関係)

様式第7号(第12条関係)

第 年 月 日

様

恩納村長

印

恩納村景観計画区域内行為設計変更命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第1項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第102条第1号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

- 1 設計変更等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記を御参照ください。

教示1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に恩納村に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

教示2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、恩納村を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第12条関係)

様式第8号(第12条関係)

第 年 月 日

様

恩納村長

印

恩納村景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

1 通知のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 延長の理由

様式第9号(第12条関係)

様式第9号(第12条関係)

第 年 月 日

様

恩納村長

印

恩納村景観計画区域内行為原状回復命令書

第 号により通知した変更命令に係る行為について、景観法第17条第5項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、罰金に処されることがあります。

記

1 原状回復命令の対象となる行為

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記を御参照ください。

教示1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に恩納村に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

教示2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、恩納村を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第12条関係)

様式第10号(第12条関係)

恩納村景観計画区域内行為状況等報告書

年 月 日

恩納村長 様

住所
届出者 氏名 印
連絡先

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第17条第7項の規定により、変更命令等を受けたその後の措置の状況を次のとおり報告します。

行為の場所	恩納村
行為の種類	
変更命令等の内容	
措置の実施状況	

様式第11号(第13条関係)

様式第11号(第13条関係)

(第1面)

恩納村景観計画区域内行為通知書

年 月 日

恩納村長 様

住所
届出者 氏名 印
連絡先

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

他法令による地区指定等の状況				
行為の場所	恩納村			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における物件の集積又は貯蔵	
	<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
景観形成のために特に配慮した事項	(恩納村景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について具体的に記入してください。)			
届出内容の照会先	住所	事業所名	連絡先	(担当者)
※恩納村受付(恩納付記入欄)				

(第2面)

届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	用途		
	敷地面積	m ²	建築面積 m ²
	延べ面積	m ²	高さ m
	構造	階数	地上階 地下階
	屋根の形状	屋根仕上材	
	外壁の基本色	色相()/明度()/彩度()	
	強調色	色相()/明度()/彩度()	
	屋根の色	色相()/明度()/彩度()	
	建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水構 遮蔽 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> その他 () 遮蔽 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()]	
	緑地の割合	%	
	中高木等の有無	有・無	駐車場の緑化 有・無
	模様替等の面積	m ²	
	工作物	用途	
構造		造築造面積	m ²
高さ		m	仕上材
外観の基本色		色相()/明度()/彩度()	
模様替等の面積	m ²		

(第3面)

届出対象行為の内容				
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	都市計画法	開発区域の面積	m ²	
	第4条第12項	行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他()	
	に規定する開発行為	樹木の保全	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		緑地の割合	%	
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の長さ m
			緑地の割合	のり面又は擁壁の長さ m
			%	m
	屋外における物件の集積又は貯蔵	物件の種類	高さ	土地の面積 m ²

- 備考
- 1 他法令による地区指定等の状況圖には、用地区分(恩納村環境保全条例)や沖縄海岸固定公園等の他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
 - 2 行為の種類欄は、にレ印をつけて、建築物、工作物にあっては、該当する行為を○で囲んでください。
 - 3 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。(届出者の代理人、行為の直接の担当者)
 - 4 建築物の高さの欄には、地盤面から塔屋又は高架水構を含む建物の上端までの高さを記入してください。(敷地地盤面に高低差がある場合は、建築物が周辺の地盤面と接する最も低い位置を敷地地盤面とする。)
 - 5 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例:RC造、地上6階地下1階)
 - 6 屋根の形状、仕上材欄には、畜棟、陸屋根等の別を記入してください。(例:畜棟、赤瓦)
 - 7 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。
 - 8 緑地の割合の欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
 - 9 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
 - 10 緑地の割合の欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
 - 11 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表第2に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

様式第12号(第13条関係)

様式第 12 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

恩納村長 印

恩納村景観計画区域内行為協議書

景観法第 16 条第 6 項の規定により、 年 月 日付けで提出された通知書の行為に関し、下記のとおり協議を求めます。

記

- 1 通知のあった行為
- 2 協議事項

○恩納村環境保全条例

平成3年2月1日
条例第1号

改正 平成20年3月31日条例第7号
平成24年3月22日条例第7号
平成26年3月17日条例第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、恩納村の美しい自然環境の保持と良好な集落環境の形成、村士の有効利用、開発行為の許可基準、その他開発の適正化を図るため、土地利用の区分、利用の方針を定めて、村士の無秩序な開発を防止し、村民の福祉に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (3) 「特定工作物」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物をいう。
- (4) 「用域」とは、当該条例における土地利用区分をいう。

(村の責務)

第3条 村長は、土地基本法（平成元年法律第84号）第6条、第11条及びこの条例の目的を達成するため、恩納村土地利用基本計画を策定し、実施しなければならない。

(住民の責務)

第4条 住民は、自ら進んで良好な集落環境の形成を行い、村が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、その事業活動を行うに当たっては、恩納村土地利用基本計画に基づき地域環境の保持、形成及び良好な景観を維持するために必要な措置を講ずるとともに、村が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 土地利用制限

第1節 用域の設定

(土地利用用域)

第6条 恩納村の自然環境の保持と良好な景観を維持し、良好な集落環境の形成を行い、村士の有効利用を図るため、リゾートを主とする開発を“抑制するところ”“開発するところ”と“村民生活の基盤となるところ”を明らかにするために、村全域を次のように区分する。

- (1) 農業用域 農業用域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における農用地で農業のために使用する区域とする。
- (2) 保安制限林用域 自然環境の保全を行うため、他の利用及び開発を行えない区域とする。
- (3) 特定用域 米軍及び自衛隊が使用している区域及び返還跡地の区域とする。
- (4) 漁業用域 水産業に限定して使用する区域とする。
- (5) 公共施設用域 道路、河川、水路、水面、官公署用地等で公共施設に限定して使用する区域とする。
- (6) 集落用域 住宅地、事業所用地、商業用地及び集落周辺平坦地で村民の生活基盤の区域とする。
- (7) リゾート用域 宿泊施設、教養文化施設、レクリエーション施設等のリゾート施設として利用する区域とする。
- (8) 地域環境保全用域 前各号の用域以外の集落周辺林地、斜面林地、山地、森林、御嶽、遺跡、史跡、墓地など、当該地域は環境保全を優先的に図るべき区域とする。

(土地利用用域の指定)

第7条 村長は、必要に応じて、恩納村土地利用基本計画審議会（以下「土地利用基本計画審議会」という。）に諮って土地利用用域の指定を行うことができる。

2 村長は、前項の規定により土地利用用域の指定に関し、土地利用基本計画審議会の意見を聴く場合は、住民から提出された意見書を、同審議会に提出するものとする。

3 村長は、第1項の規定により土地利用用域の指定をしたときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

(土地利用用域の見直し及び変更)

第8条 土地利用用域の見直し及び変更については、5年毎に行うことを原則とする。ただし、軽微な変更については、恩納村附属機関設置条例（昭和53年恩納村条例第7号）別

表に定める恩納村土地開発審議会（以下「土地開発審議会」という。）に諮って行うことができる。

- 2 特定用域が返還された場合には、土地開発審議会に諮って他の用途に組み込むものとする。

第2節 用域の利用規制

（土地利用規制）

- 第9条 恩納村において、開発及び建築を行おうとする者は、規則で定める「土地利用規制のための基準」に添って村長の承認を得なければならない。
- 2 恩納村地域開発指導要綱（昭和50年恩納村訓令第1号）に該当しない開発行為、開発行為を伴わない建築行為についても村長の承認を得なければならない。
- 3 農振法、農地法（昭和27年法律第229号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、森林法（昭和26年法律第249号）及び沖縄県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号。以下「県土保全条例」という。）等の個別規制法に該当する行為については、個別法の定めるところによる。
- 4 開発及び建築行為が県土保全条例に該当する場合でも、村長は、土地利用計画等との整合性を検討し、意見を付して、県知事に進達するものとする。
- 5 開発又は建築行為が、「土地利用規制のための基準」に適合するものであっても、自然及び集落環境との調和に特に配慮することを義務づけることができる。
- 6 その他土地利用規制のための基準は、規則で定める。

第3節 開発行為の承認

（事前審査）

第10条 本村において、開発及び建築行為をしようとする者は、事前に規則で定める書式により計画書を提出し、審査を受けなければならない。

（承認）

第11条 村長は、第9条の承認又は不承認の処分をしようとするときは、必要に応じ土地開発審議会に諮問することができる。

- 2 村長は、安全で良好な地域環境の確保のため必要な条件を付することができる。

（開発協定）

第12条 村長の承認を得た事業主は、村長と協議し、開発協定を締結しなければならない。

（立入調査、助言及び勧告等）

第13条 村長は、この条例の目的達成に必要な限度において、現場に立入調査し、又は事

業主等に対し資料の提出を求め、助言若しくは勧告をすることができる。

第3章 諮問機関

（土地開発審議会）

第14条 土地開発審議会は、恩納村における良好な地域環境の形成を図るため、村長から諮問された事案について現地調査及び書類審査をし、審議結果を村長に答申する。

- 2 土地開発審議会は、開発案件に関し必要がある場合は、関係者から意見を聴くことができる。

第4章 罰則

（公表）

第15条 村長は、第13条の勧告をした場合において、その勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その趣旨及び勧告の内容を公表することができる。

第5章 雑則

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

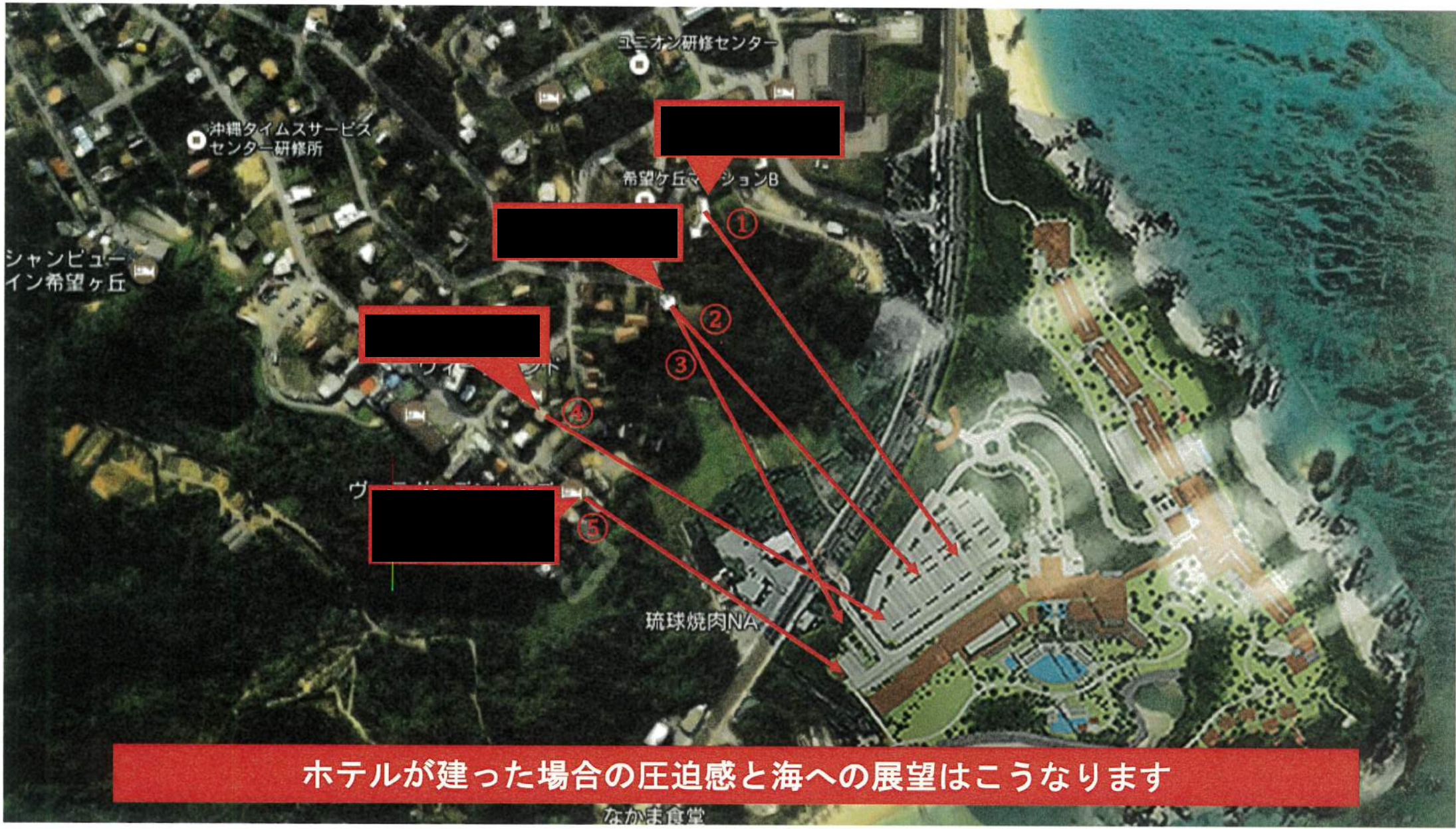
附 則（平成24年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

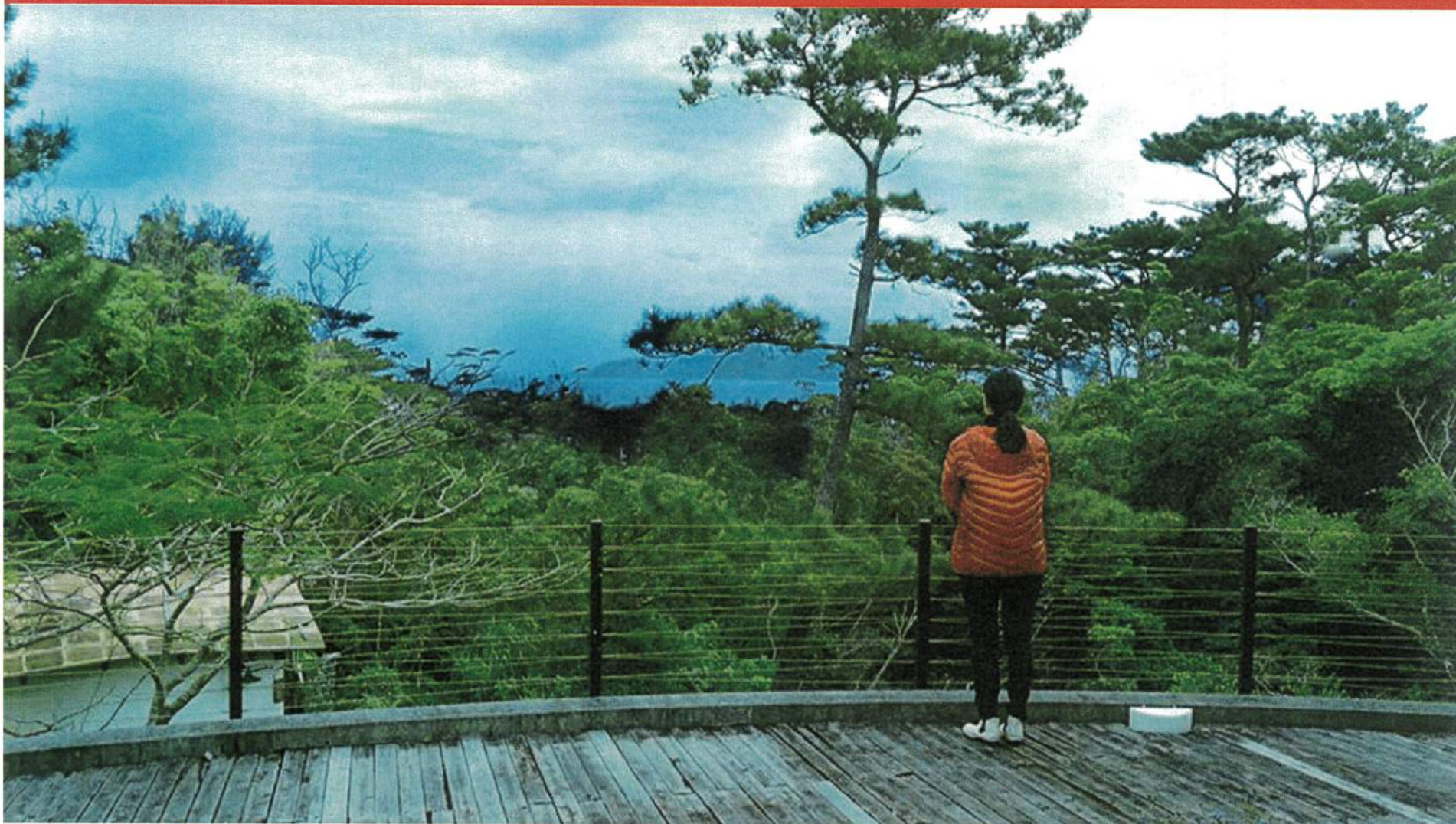
この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

いんぶビーチホテル開発
ビフォーアフター
希望が丘からの展望



ホテルが建った場合の圧迫感と海への展望はこうなります

① [redacted] のベランダから現状（海拔約23m）



① [redacted] のベランダから建設後（海拔約23m）



②

の庭から2現状（海拔約27m）



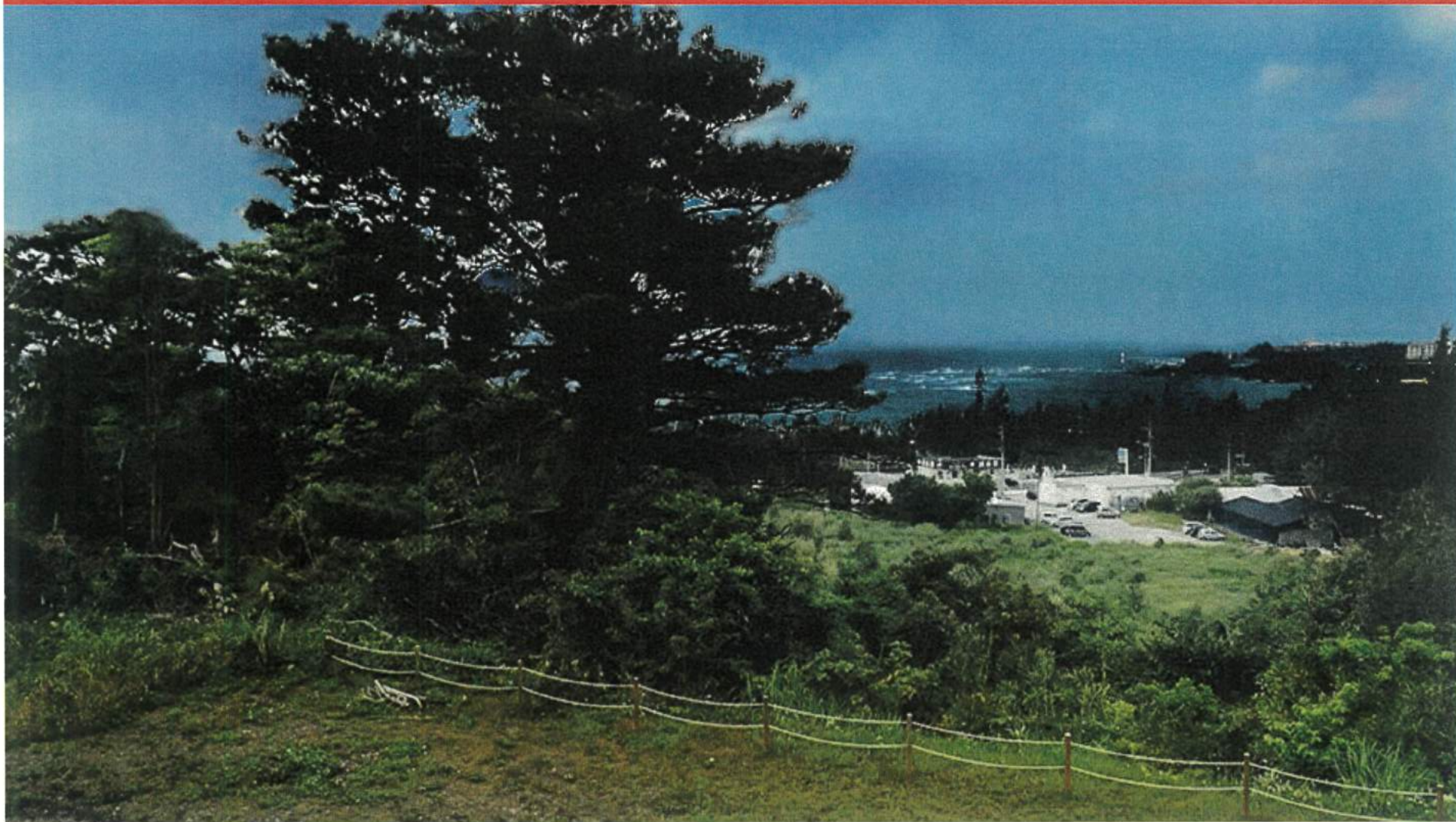
②

の庭から2建設後（海拔約27m）



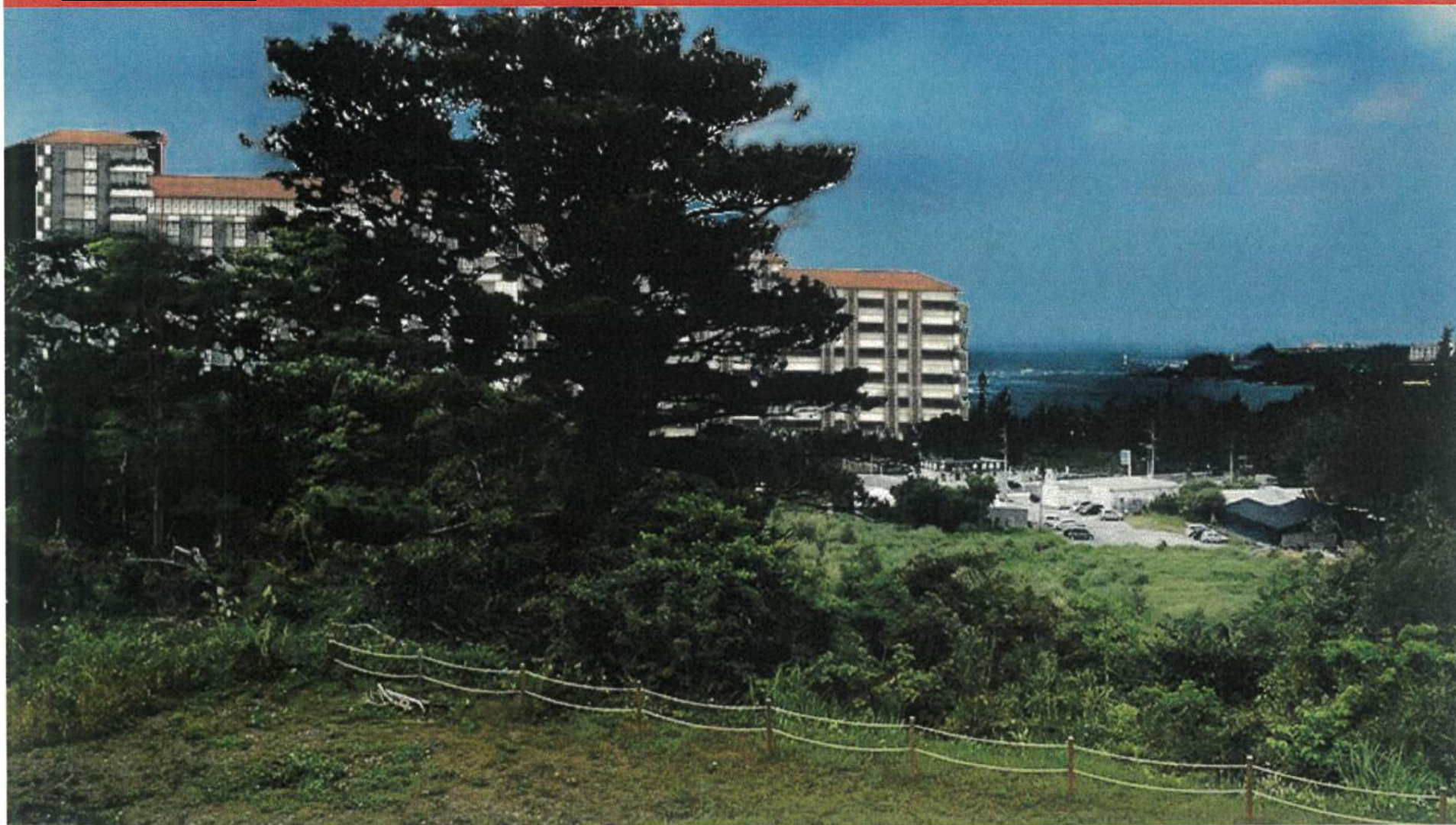
③

の庭から現状（海拔約27m）



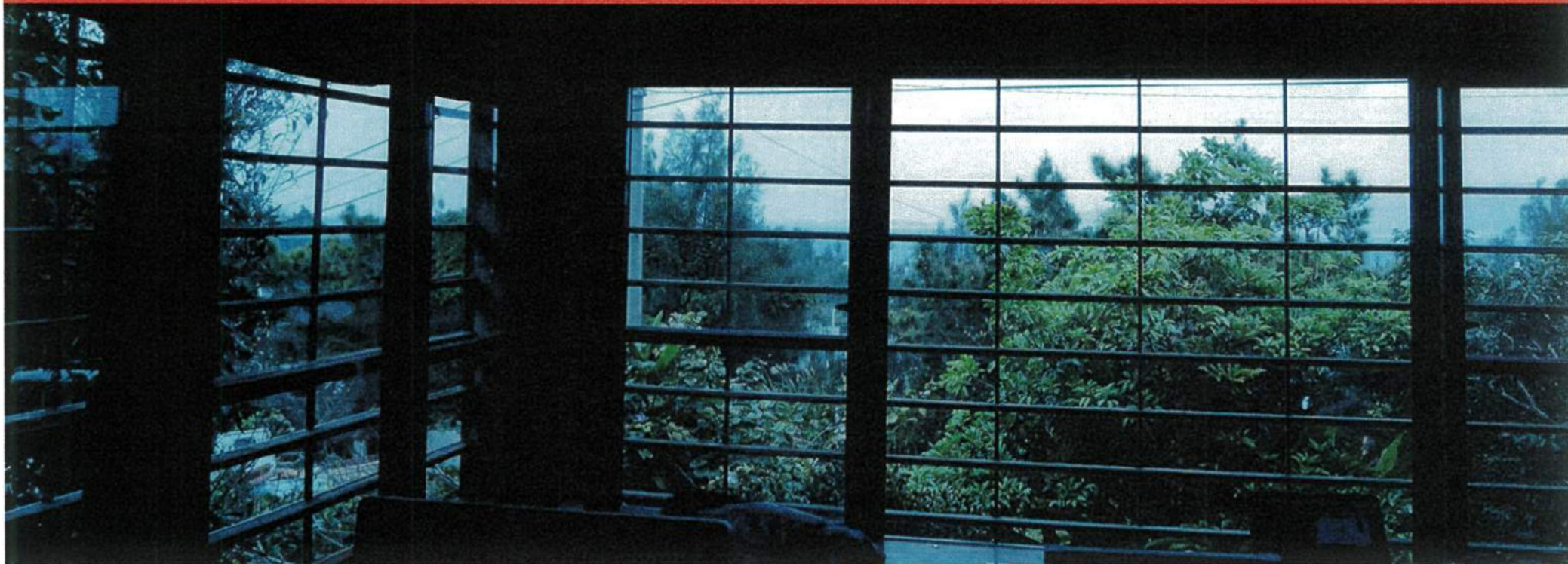
③

の庭から建設後（海拔約27m）



④

の部屋から現状（海拔約22m）



④

宅の部屋から建設後（海拔約22m）



⑤

から現状（海拔約17m）

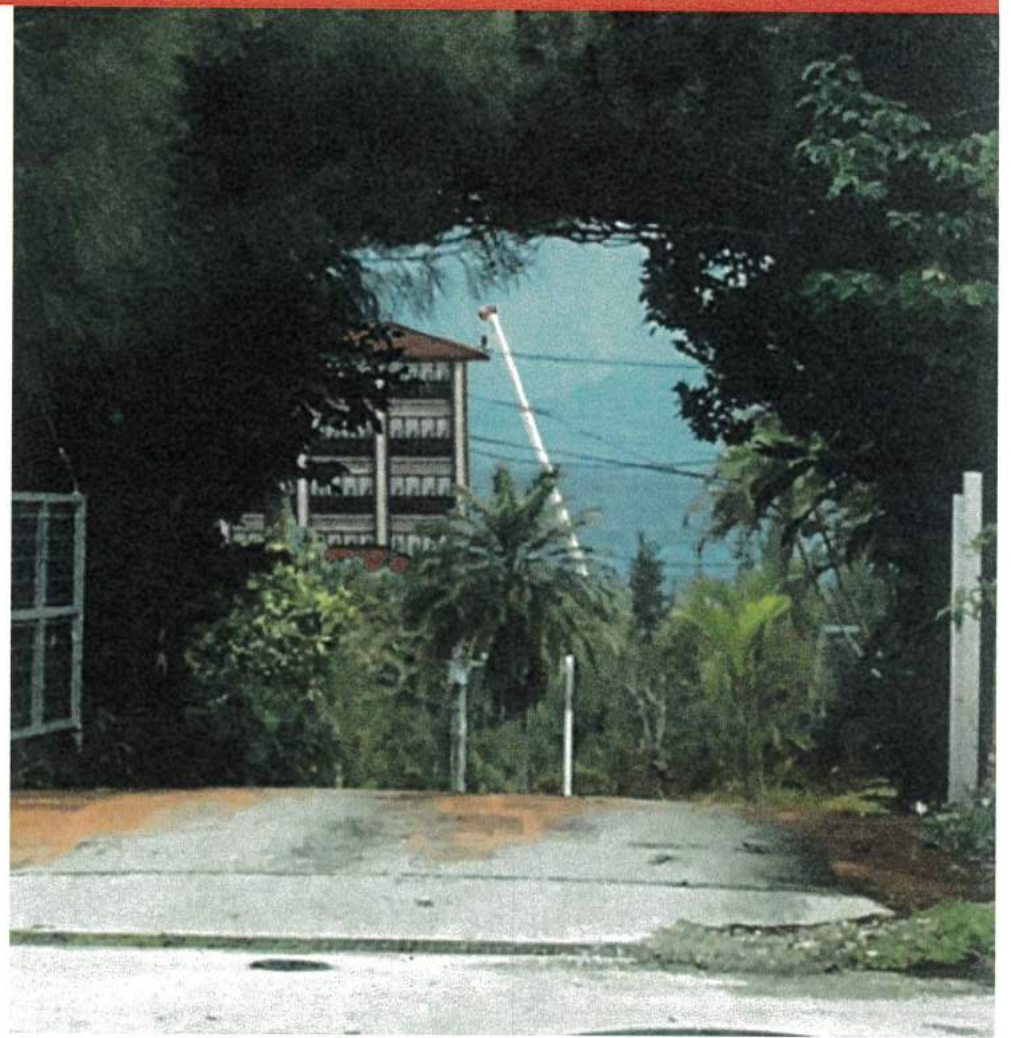


⑤

から建設後（海拔約17m）



ヴィラガーデンヒルズ入り口現状と建設後（海拔約21m） 3/15撮影クレーン作業中



ヴィラガーデンヒルズ入り口現状と建設後（海拔約21m） 3/15撮影クレーン作業中



いんぶビーチローソン駐車場にて撮影



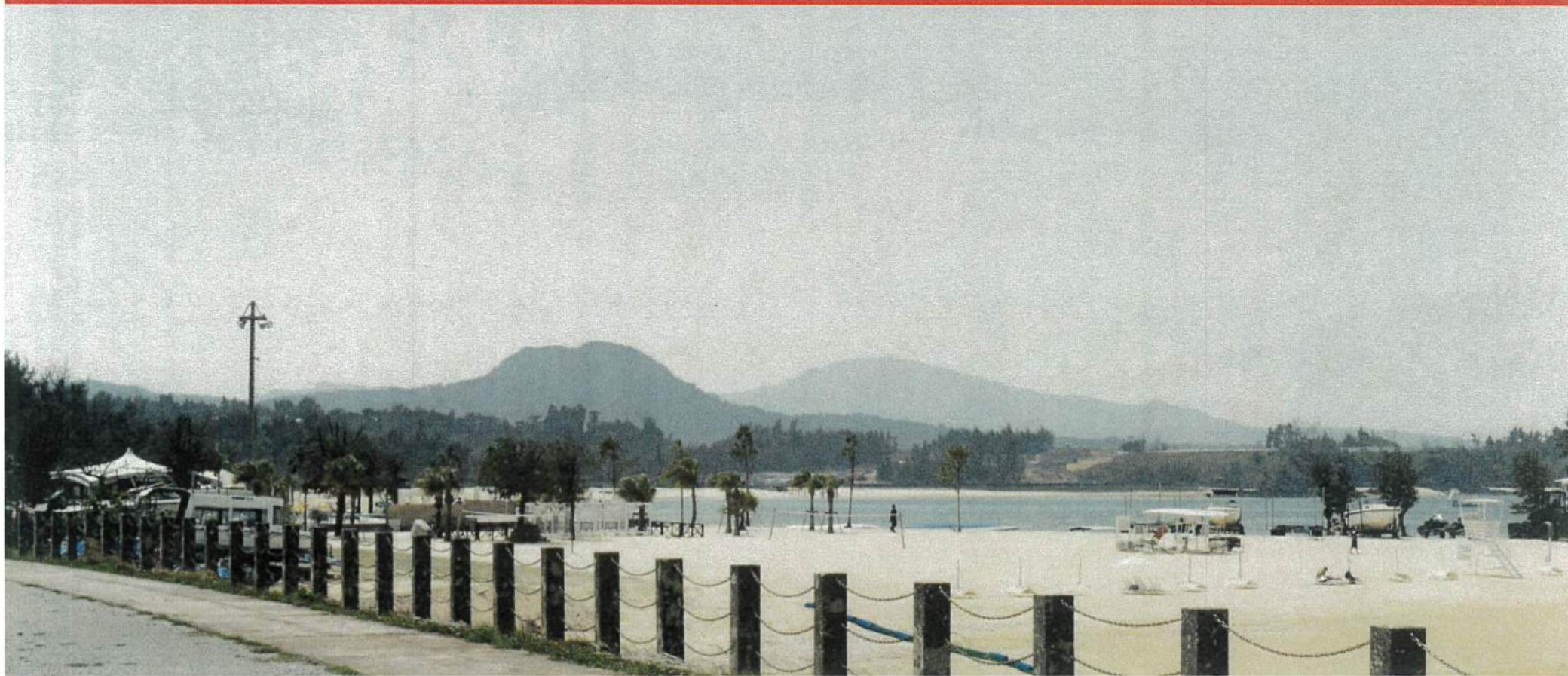
のベランダ（海拔約23m）からのクレーン1/16撮影、クレーンの高さ23m



撮影当日のクレーンの高さ23m
金功重機に確認済み



かりゆしビーチからの現状



かりゆしビーチから建設後

